

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が、平成21年5月19日付け平21基地移設第6号で行った本件異議申立ての対象となった公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）について、次の部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

1 ページ冒頭の文書を回付した際に職名ごとに個人が押印した部分から、同ページの「協議の概要」の終わりまで。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成21年5月11日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「H20.4.15 愛宕山地域開発に関する三者協議の出席者を含む協議録、県作成配布資料、市作成配布資料等一式」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、平成20年4月15日に山口県、岩国市、山口県住宅供給公社（以下「三者」という。）が行った愛宕山地域開発事業用地（以下「愛宕山開発用地」という。）に係る協議の概要を記録した山口県作成の文書及び岩国市が作成し協議の際配布された資料（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

4 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成21年7月10日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件請求に係る文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 山口県情報公開条例の目的について

この条例は、憲法第21条の表現の自由に由来する基本的人権である「市民の知る権利」を保障することを目的としている。即ち、行政の有する情報は本来市民の

ものであり、できるだけ広く公開されるべきであり、非公開の範囲は、限定的に考えるべきである。

従って、当該公文書全体を非開示とすることは、本条例の趣旨に反するものである。

(2) 非開示決定理由の条例第 11 条第 5 号該当について

「愛宕山開発用地の一部について国に買取を求める」という県の重要な意思決定は終了しており、その意思に基づき実際に国に申し入れが行われている。つまり、「国に買取を求める」という点において県の「最終的な」意思決定はすでに行われており、この段階で、十分に情報公開の対象となると考えるべきである。

その後の国との協議は、また次の段階の意思形成過程に入ると考えるべきである。

不正確、未成熟の情報をいたずらに公開すれば、「無用の誤解と混乱を招く」ことになるが、県としての意思が確定している情報が公開されれば、逆に、「無用の誤解と混乱」を防止し、県民が正確な議論を行うことに資することになる。

また、職員の氏名のみ非開示とすれば「行政内部の自由な意見交換等が妨げられるおそれがある」とは言えない。

以上、「意思形成に著しい支障が生ずるおそれ」に関する行政の立証責任が、全く果たされていないと考える。

(3) 非開示決定理由の条例第 11 条第 6 号該当について

「価格など買取条件に関する情報が公開されることにより、国との協議に多大な影響を及ぼす」としているが、民間の場合と異なり、公的機関の売買契約は、客観的な評価に基づく適正な価格で行われることになり、買取条件に関する情報が公開されたとしても、国との協議に多大な影響を与えとは考えられない。

従って、第 6 号の「事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」に関する行政の挙証責任が果たされていないと考える。

(4) 非開示決定理由の条例第 11 条第 7 号該当について

出席者、特に県側の出席者の私見や想定など協議の内容が公開されたとしても、三者の協力関係や信頼関係に重大な影響を及ぼすとは考えられず、従って、第 7 号の「著しく損なわれるおそれがあるもの」に関する挙証責任が十分に果たされているとは言えない。

(5) まとめ

県民の「知る権利」を尊重し県政の公正な運営を図るという山口県情報公開条例の目的に鑑みれば、県の保有する情報は広く公開されるべきであり、第 11 条の非開示情報もできるだけ制限的に解釈されるべきである。

ところが、今回の決定は、「非開示」とするために、考えられる非開示情報をすべて挙げ、しかもできるだけ広く解釈しようとしているかのようである。

また、個々の非開示情報は、形式的に要件だけではなく、「著しい支障が生ずる」

「著しく困難にする」「著しく損なわれる」場合に厳しく限定されている。即ち、非開示情報に該当するか否かを判断するに当たっては、単なる抽象的なおそれや行政の都合では足りず、それぞれの「著しさ」が、具体的かつ明確に実証されなければならない。そしてその挙証責任は行政にあるとするのが通例（判例）であり、この点における山口県の責任が果たされているとは到底言い難い。

さらに、原則公開の観点からすれば、本件公文書の中に、仮に非開示情報に該当する情報があったとしても、それ以外の部分は、条例第12条に基づく「部分開示」を行うべきである。

例えば、

上記(2)に関しては、意見や政策に関する部分を除いた「事実に関する情報」は、意思形成過程の情報ではない。

上記(3)に関しては、「価格などの買取条件以外の情報」は、公開しても、国との協議に多大な影響を及ぼすとは考えられない。

上記(4)に関しては、「県側の出席者の私見」などは、公開しても、外部との信頼関係に影響するとは考えられない。

いずれも、非開示情報に該当しないことは明らかである。

決定期中の中で、「地元には様々な意見や動きがある中で、前例のない難しい局面での確かな解決策を見出す」としているが、まさにそういう困難な状況にあるからこそ、重要な情報は積極的に公開し、県民とともに解決策を考えていくことが、条例にいう「県政運営に対する県民の理解と信頼を確保する」ことにつながるのではないか。

3 部分開示に係る実施機関の補足説明に対する意見

実施機関・県の補足理由説明書は、審査会が原則公開の精神に立って、せめて部分開示への努力を封殺しようとする意図が見え透いた主張である。そもそも、当初の県の意見書には部分開示の部分に触れられておらず、当初は少なくとも部分開示は仕方がないと考えていたからこそ触れられていなかったものと、異議申立人は解釈していたところである。ところが、審査会の指摘が問合わせか分かりませんが、部分開示について意見を求められると、県は補足理由説明書で一転一文字も開示できないと主張し始めたのである。

(1) [結論]

当該文書を回付した際に職名ごとに個人が押印した部分（以下「供覧部分」という。）及び日時、場所、出席者が記録された部分（以下「日時等部分」という。）については、有意の情報には当たらないため非開示としたという主張は、部分開示及び有意情報の解釈において完全に誤りである。

(2) [理由]

第4の3(2)イにおいて、結果的に「供覧部分」及び「日時等部分」は非開

示情報には該当しないと判断したのは正当である。

「供覧部分」について、決裁文書及び供覧文書の1ページ目のいわゆる「鑑」の部分については職名、個人の押印が記録されているが、これは「公人情報」に他ならず、他の文書においては常に開示されている。

「非開示事項が記録されている部分」について、まとまりのある一体的な情報がどの範囲に及ぶかについては、個々の公文書の構成や内容などに即して具体的に判断されるべきであり、その際には、非開示の部分はできるだけ限定的に考えるべきである。一体的な情報とは、通常であれば、句点で区切られた1つの文書か、協議文書であれば1人の1回の発言部分であると考えられるべきである。

「一体的な情報」という文言を形式的にとらえて、事実に関する部分なども含めて協議全体を非開示情報とすることは、情報公開条例の趣旨に反する拡大解釈と言うべきである。

第4の3(3)ウが部分開示に係る補足説明書の結論であるが、ポイントの「有意」の意味については、第4の3(3)アにおいて総務省行政管理局編『詳細情報公開法』(2001、財務省印刷局)を引用(86ページ)している。しかし、同書では、「(略)開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。」に続けて、「例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。」と分りやすく解説されている。なにゆえに、この記述は述べられていないのであろうか。

また、部分開示に関する学説として、国の情報公開審査会の委員であった松井茂記『情報公開法(第2版)』(有斐閣、2003)は、「有意の情報が残らないことが客観的に明白であるような場合を除いて、部分開示を拒否しないような運用が望まれる。」(125ページ)とするが正当である。

本件の「供覧部分」については、どのような部局で情報が共有されているのかを確認することができ、また、「日時等部分」については、協議の行われた時期やどのような部局が関わったかという重要な情報を把握することができるものであり、ここにいう「有意の情報」であることは疑いのないところである。少なくとも、それを否定する客観的明白な根拠はないというべきである。

なお、第4の3(2)アにおいては、大阪府知事「交際費」公開訴訟上告審最高裁判決(2001.3.27)を援用するが、本判決は個人に関する情報の部分開示の方法につき判示したもので普遍的なものではないし、本件は「独立した一体的な情報を更に細分化」するものではないから、援用する意味が不明である。県においてはこの最高裁判決の判決文に即した解釈を審査会に示されたい。

以上、
、
で明らかにしたとおり、本件において部分開示を行った結果、『詳解』でも例示されているとおり、供覧部分及び日時等部分は非開示とされないのだから残った「て・に・お・は」である訳がない。

異議申立人が最低限知りたいのは、愛宕山地域開発について、文書件名で既に開催の事実が明らかになった「三者協議」、「二者協議」についても、いつ、どこで、誰と誰が、どのような協議を行ったかという事実である。これらの情報は、異議申立人の意図のみならず、客観的に開示されるべき情報である。

(3) [まとめ]

県の「非開示決定理由説明書(補足)」は、「全面非開示」と言いますが、「開示したくない」という結論がまずあって、後は、理由付けをいろいろな解説や判例などの文言を形式的に引用したり、或いは拡大解釈したりして、その理由にしようとしている意図が透けて見えるようである。

県民の「知る権利」を確保するために行政情報はできる限り広く公開するという情報公開の基本的原則が忘れられていると言っても過言ではない。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件公文書の特定

第2の2のとおり。

なお、「県作成配布資料」については作成していない。

2 非開示決定とした理由

(1) 条例第11条第5号該当

第11条各号には開示をしないことができる情報(以下「非開示事項」という。)が規定されている。そのうち第5号は、「意思形成の過程において行われる・・・協議等に関する情報であって、公開することにより、・・・意思形成に著しい支障が生じるおそれがあるもの」を非開示事項としている。

「意思形成の過程」とは、当該事務が複数の決定手続きを要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいうものとされ、本号は、県の機関に限らず、国等の機関の事務も対象としているので、県としての意思決定は終了していても、当該事務に係る国等の最終的な意思決定が得られていない場合には、意思形成過程に当たる。

愛宕山地域開発事業については、多額の収支不足が見込まれることから三者で協議を重ねた結果、やむを得ず中止し、愛宕山開発用地の平地の4分の3については、赤字解消を最優先に国に買取を求めているところであるが、国からは買収の意向は示されたものの、条件等は今後の課題とされ、国の最終的な意思決定が得られていないことから、未だ意思形成過程にある。

本件公文書に記録された情報は、三者の担当者が行政機関としての意思形成を行っていく過程において行った様々な場合を想定しての自由な意見交換の内容など行政内部の検討段階における未成熟なものであり、愛宕山開発用地を巡っては、米軍家族住宅となることへの反対運動や基地内のスポーツ施設等の移転を求める署名活

動等があり、さらには空母艦載機部隊の厚木基地からの岩国基地への移駐などを内容とする米軍再編問題とも絡んで、地元には様々な意見や動きがある中で、公開することによって、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあり、また公開することにより今後の本件用地に係る行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがあることから「当該事務に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」に該当する。

(2) 条例第 11 条第 6 号該当

愛宕山開発用地については、岩国基地沖合移設という国家プロジェクトに協力してきた経緯から無条件での買取を国に求めているところであるが、国は買収の意向を示したものの条件面は今後の課題とされている。

県・市にとって赤字解消が最優先の課題であり、今後国との間で買取価格に関する協議が最大の懸案となることが予想される中、買取条件等に関する情報が公開されることで国との買取協議に多大な影響を及ぼすことから、条例第 11 条第 6 号に規定する「当該事業の性質上、公開することにより、当該事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」に該当する。

(3) 条例第 11 条第 7 号該当

愛宕山開発用地を巡っては、事業中止の合意、廃止手続、国との買取協議、市のまちづくり計画の策定、岩国医療センターの移転など、時間の経過とともに解決すべき課題が生じ、地元には様々な意見や動きがある中でその折々に情勢を分析し、前例のない難しい局面で的確な解決策を見出し実行していく必要があり、そのためには三者の強固な信頼関係、密接な連携とそれに立脚した自由な意見交換が何よりも重要であるが、出席者の私見や想定など協議の内容が公開されることで、三者の当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係や信頼関係に影響を及ぼすなど条例第 11 条第 7 号に規定する「県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」に該当する。

3 部分開示に係る補足説明

(1) 本件公文書の構成

本件公文書は、協議の概要を記録した県作成の文書(以下「県作成文書」という。)と岩国市が作成し協議の際配布した資料(以下「市作成文書」という。)で構成されている。さらに県作成文書は、供覧部分と、日時等部分、内容の概略をまとめた部分(以下「概要部分」という。)及び出席者の発言の主旨を記録した部分(以下「協議内容部分」という。)に区分されており、そのうち協議内容部分については、さらに協議テーマごとに3つの項目に区分されている。また、市作成文書についてはレジュメ及び図表数枚で構成されている。

以上、本件公文書は全体が7つの部分で構成されているが、それらにはそれぞれ別の情報が記録されており、区分が可能であることから、それぞれが独立したひと

まとまりの情報である。

(2) 非開示事項が記録されている部分

ア 条例第12条では、非開示事項が記録されている部分があるときは、その部分を除いて開示しなければならないとされているが、「非開示事項が記録されている部分」については、総務省行政管理局編「詳解 情報公開法」によると、公開することにより不利益、支障の生ずる「おそれ」があると認められるひとまとまりの情報が非開示情報の単位となるとされている。また、ある事柄についての独立した一体的な知らせとして意味があるものとなるべき部分が全体として一個の情報を構成するとした裁判例がある。(大阪地裁平成16年1月16日判決)

さらに、大阪府知事交際費公開訴訟差戻上告審判決(最高裁平成13年3月27日判決民集55・2・530)によれば、非開示事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分を公開することまでも義務づけていないとされている。

イ このことから、本件公文書のうち概要部分及び協議内容部分の3つの項目並びに市作成文書の5つの部分については、そこに記録された情報が、条例第11条第5号、第6号及び第7号に該当する「おそれ」があると認められるひとまとまりの情報であり、独立した一体的な知らせとして意味があることから、それを細分化することなくそれぞれ非開示としたものである。

(3) 非開示事項が記録されている部分を除いた部分

ア 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第6条第1項ただし書は、不開示情報が記録されている部分を区分し除いた残りの部分について有意の情報が記録されていないと認められるときの開示を義務付けていない。

また、前出「詳解 情報公開法」によれば、「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味するとされている。

イ 山口県情報公開審査会においても、「非開示決定は、当該公文書に記録されている情報から条例第9条(当時、現第11条)各号のいずれかに該当する情報を除いた部分に有意な情報が記録されていない場合に限るべきである。」(H13.10.30答申第5号)とした答申があり、国と同様の見解が示されている。

ウ このことから、本件公文書のうち供覧部分及び日時等部分については、それぞれがひとまとまりの情報ではあるが、単独で意味を有する情報とは言えないことから有意の情報に当たらないとして非開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、県作成文書及び市作成文書により構成されている。

これは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条について

(1) 第5号について

第11条は、第5号に規定する「県の機関又は国等の機関の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関の事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものであり、例えば、行政内部で審議中の案件等で、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報が該当する。

なお、「意思形成の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいう。

また、本号は、県の機関に限らず、国等の機関の事務又は事業も対象としているので、県としての意思決定は終了していても、当該事務又は事業に係る国等の最終的な意思決定が得られていない場合は、意思形成過程に当たるとされている。

(2) 第6号について

第11条は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の実施の目的を失わせるおそれがある情報等を非開示とすることを定めたものである。

なお、「交渉」とは、相手方との話し合いによる取り決めを行うことをいい、その種類としては、補償・賠償に係る交渉、土地の売買に係る交渉、労務交渉等があり、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいう。

また、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困

難になることなどをいうとされている。

(3) 第7号について

第11条は、第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の行政が、県以外の関係当事者との密接な関係のもとに執行されていることから、県と当該関係当事者との協力関係又は信頼関係を維持するため、公開することにより、これらの関係が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

このうち、「協議、依頼等」とは、法令等に基づき、又は任意に行われる指示、協議、依頼、照会、検討、調査等をいい、「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいうとされている。

3 条例第12条について

本条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない」としている。

これは、請求があった公文書の一部に非開示事項がある場合であっても、当該情報を容易に区分することができるときは、当該公文書の全体の開示をしないのではなく、非開示事項を分離し、その残りの部分の開示をしなければならないことを定めたものであり、「容易に区分することができる」とは、区分することが、公文書の中の非開示事項が存在している状態、部分開示をするための複製物を作成する時間、経費等から判断して、容易に可能であるときをいうとされている。

また、本条の規定に基づき、公文書の部分開示を行うに当たっては、条例が原則公開を基本理念とすることを踏まえ、条例第11条第5号から第7号までに規定する「おそれ」を生じさせるものであるかどうかにより非開示情報の範囲は画されるものであり、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて当該公文書を開示すべきと考える。

さらに、非開示決定は、当該公文書に記録されている情報から、条例第11条各号のいずれかに該当する情報を除いた部分に有意の情報が記録されていない場合に限るべきであり、例えば、残りの部分に記録されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる等、開示しても意味がないと認められる場合に限るべきである。

4 県作成文書について

(1) 非開示情報該当性について

ア 「協議内容部分」について

「協議内容部分」をインカメラ審理によって実際に見分したところ、 協議の

対象案件が、本件処分の時点において国の最終的な意思決定が得られておらず意思形成過程にあったこと、及び 具体的な中身においては、出席者の私見や見込みを含む自由な意見交換の内容など行政内部で検討中の未成熟な情報であって、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報が含まれていること、の2点を確認した。

したがって、「協議内容部分」については、条例第11条第5号に規定する意思形成に著しい支障が生ずるおそれがある情報に該当するものとする。

イ 「概要部分」について

「概要部分」をインカメラ審理によって実際に見分したところ、協議の対象は意思形成過程の案件であるものの、出席者の私見や見込みなどの情報は記述されておらず、後日開催される予定の会議に向けた市の意向等だけが協議結果としてまとめられて記載されていること、の2点を確認した。

したがって、「概要部分」に含まれている情報は、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報とまでは言えず、同条第5号には該当しないこと、公開することにより、愛宕山開発用地に係る国との買取協議の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある情報とまでは言えず、同条第6号には該当しないこと、さらに公開することにより、県と市の継続的かつ包括的な協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報とまでは言えず、同条第7号には該当しないこと、と考える。

ウ 「供覧部分」及び「日時等部分」について

「供覧部分」及び「日時等部分」をインカメラ審理によって実際に見分したところ、「供覧部分」は、県作成文書を回付した際に職名ごとに個人が押印した事実結果を示すものであること、及び「日時等部分」は、協議が行われた日時、場所、出席者を事実関係として記録したものであること、の2点を確認した。

したがって、「供覧部分」及び「日時等部分」に含まれている情報は、「概要部分」と同様に、同条第5号、第6号及び第7号のいずれにも該当しないものとする。

(2) 部分開示について

ア 「協議内容部分」について

「協議内容部分」には3つの項目があり、それぞれ協議出席者の発言の主旨がまとまりのある一体的な情報として記載されている。これらの情報は、同条第5号に規定する「おそれ」を生じさせるものとしてひとまとまりの情報として捉えるべきであり、「協議内容部分」の全体を非開示とすることが妥当であるとする。

なお、「協議内容部分」における非開示情報該当性の範囲は、「協議内容部分」にて画されるものであり、かつ、この部分は、容易に他と区分することができるものとする。

イ 「概要部分」について

(1)イで述べた通り、「概要部分」については非開示情報該当性が認められないことから、開示すべきである。

ウ 「供覧部分」及び「日時等部分」について

非開示情報該当性が認められる「協議内容部分」を除いた部分である「供覧部分」及び「日時等部分」については、無意味な文字、数字等の羅列等とは言えず、有意の情報が記録されていないものには該当しないと考えられることから、開示すべきである。

5 市作成文書について

(1) 非開示情報該当性について

市作成文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、これには、市が三者協議に当たって、自由な意見交換を前提として作成し配布したと考えられる検討案や構想段階の情報も含まれていることを確認した。

したがって、県がこれらを公開すると、県と市の継続的かつ包括的な協力関係又は信頼関係の維持に支障を来し、今後自由な意見交換ができなくなるなど、協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあると考えられることから、市作成文書については、条例第11条第7号に規定する協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報に該当するものとする。

(2) 部分開示について

市作成文書については、レジュメ及び図表数枚で構成されているが、それぞれが、同条第7号に規定する「おそれ」があるものとして、まとまりのある一体的な情報として捉えるべきであり、それぞれ全体を非開示とすることが妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり(省略)